

○香取市環境保全条例
平成18年3月27日条例第139号
香取市環境保全条例

目次

第1章	総則（第1条—第3条）
第2章	生活環境の保全等に関する施策（第4条—第13条）
第3章	生活環境の保全等に関する規制等
第1節	地質の保全に関する規制（第14条—第16条）
第2節	騒音又は振動に関する規制等（第17条・第18条）
第1款	特定施設及び特定作業の規制（第19条—第28条）
第2款	特定建設作業の規制（第29条—第31条）
第3款	その他の規制等（第32条—第35条）
第3節	悪臭の防止に関する規制等（第36条—第48条）
第4節	屋外燃焼行為に関する規制等（第49条）
第5節	自動車交通公害の防止に関する措置（第50条—第52条）
第6節	生活排水対策に関する措置（第53条）
第7節	地球環境保全に関する措置（第54条・第55条）
第4章	雑則（第56条—第60条）
第5章	罰則（第61条—第64条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、香取市環境基本条例（平成18年香取市条例第138号。以下「基本条例」という。）の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全を図ることをいう。
- (2) 公害 基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (3) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。

（市等の責務）

第3条 市、事業者及び市民は、基本条例第3条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるようにそれぞれの立場において努めなければならない。

第2章 生活環境の保全等に関する施策

（規制の措置）

第4条 市は、生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講ずるものとする。

（生活排水対策に係る施策）

第5条 市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するものとする。

（地下水汚染防止等のための施策）

第6条 市は、地下水及び土壌の汚染の防止並びに地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（騒音、振動及び悪臭の防止のための施策）

第7条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（化学物質等の適正管理のための施策）

第8条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

（自動車交通公害の防止のための施策）

第9条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を講ずるものとする。

（地球環境保全のための施策）

第10条 市は、地球環境保全を推進するため、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発並びに資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策の実施に努めるものとする。

(施設整備及び事業の推進)

第11条 市は、生活環境の保全等に資する公共施設の整備及び事業の推進に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第12条 市は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するために、監視、測定、試験及び検査の体制を整備し、必要な調査等を実施するものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第13条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、市民が行う環境への影響を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 生活環境の保全等に関する規制等

第1節 地質の保全に関する規制

(定義)

第14条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 揚水施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)において動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるものをいう。

(2) 特定物質 土壌の汚染を生ずるおそれのある物質として、規則で定める物質をいう。

(地下水の採取の届出及び揚水量の測定)

第15条 揚水施設(規則で定める施設を除く。)を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。届出に係る事項を変更するとき、届出者の地位を承継したとき、又は施設を廃止したときも同様とする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 地下水の用途

(4) 揚水施設の設置の場所

(5) 井戸ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

(6) 環境保全のための組織及び担当責任者の氏名

2 前項に規定する届出書には、当該揚水施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

3 揚水施設を設置している者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより当該揚水施設の揚水量等を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(土壌汚染の防止)

第16条 工場等において特定物質(特定物質を含む物質を含む。)を製造し、使用し、又は保管している事業者のうち規則で定める者は、当該特定物質による土壌の汚染を防止するため、規則で定めるところにより、当該工場等の敷地の土壌の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

第2節 騒音又は振動に関する規制等

(定義)

第17条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される機械及び施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する機械若しくは施設であつて規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 著しい騒音又は振動を発生する作業のうち、業として行われる作業であつて規則で定めるものをいう。

(3) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であつて規則で定めるものをいう。

(4) 規制基準 発生する騒音又は振動の大きさの許容限度をいう。

(規制基準の制定)

第18条 市長は、騒音又は振動を規制するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、香取市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

第1款 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

第19条 特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) 騒音又は振動の防止の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第20条 特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第21条 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事をしていない者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際、現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、それぞれ第19条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

2 第19条第2項の規定は前項に規定する特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第22条 第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第1項第3号から第7号まで又は第20条第1項第2号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係る騒音又は振動の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第19条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第20条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告等)

第23条 市長は、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、この届出に係る特定施設又は特定作業（以下「特定施設等」という。）に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第24条 第19条第1項、第20条第1項又は第22条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第19条第1項、第20条第1項又は第22条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第25条 第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第1項第1号若しくは第2号又は第20条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設等のすべての使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第26条 第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設等の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出による特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前各項の規定により、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第27条 騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第28条 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置して

いる者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、第23条第1項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第1項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 前各項の規定は、第21条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6月間は適用しない。ただし、その者が第22条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業の規制

(特定建設作業の実施の届出)

第29条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(規制基準の遵守義務)

第30条 特定建設作業に伴って騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第31条 市長は、第29条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第3款 その他の規制等

(拡声機の使用の制限)

第32条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用法、使用時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって規則で定める区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。

2 前項第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、運動会その他の社会活動において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

(飲食店営業等における音響機器の使用時間の制限)

第33条 良好な住居の環境を保全するため、静穏の保持を特に必要とする区域として規則で定める区域において、飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）においては、カラオケ装置その他の規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)

第34条 市長は、飲食店営業等に係る深夜における騒音（客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条の規定に違反していることにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対して、期限を定めて、当該違反行為の停止、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第35条 深夜において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはな

らない。

第3節 悪臭の防止に関する規制等

(定義)

第36条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させるおそれのある施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい悪臭を発生し、及び飛散させるおそれのある作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 発生し、及び排出され、又は飛散する悪臭の許容限度をいう。

(規制基準の制定)

第37条 市長は、悪臭を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(特定施設の設置の届出)

第38条 特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 悪臭の防止又は処理の方法（以下「悪臭の防止方法等」という。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第39条 特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) 悪臭の防止方法等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第40条 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事をしていない者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際、現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、それぞれ第38条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 第38条第2項の規定は前項に規定する特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第41条 第38条第1項、第39条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第38条第1項第3号から第7号まで又は第39条第1項第2号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係る悪臭の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第38条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第39条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告等)

第42条 市長は、第38条第1項、第39条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、この届出に係る特定施設等に係る悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又は悪臭の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その届出に係る特定施設等の使用の方法等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

3 前各項の規定による勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第43条 第38条第1項、第39条第1項又は第41条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日

から60日を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第38条第1項、第39条第1項又は第41条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第44条 第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第38条第1項第1号若しくは第2号又は第39条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設等を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第45条 第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設等の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前各項の規定により、第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第46条 悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第47条 市長は、特定施設等に係る悪臭が規制基準に適合しないと認めるときは、当該悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、次条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内については適用しない。

5 第1項から第3項までの規定は、第40条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6月間は適用しない。ただし、その者が第41条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日を経過したときは、この限りでない。

(事故時における措置)

第48条 特定施設を設置し、又は特定作業を行っている者は、当該特定施設等について事故が発生し、当該事故に係る特定施設等から発生し、及び排出され、又は飛散する悪臭が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4節 屋外燃焼行為に関する規制等

(屋外燃焼行為の禁止等)

第49条 何人も、ゴム、油脂類、合成樹脂その他の燃焼の際に燃焼有害物質(ダイオキシン類その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。以下同じ。)を発生する物として規則で定める物(以下「有害燃焼物」という。)を屋外において燃焼させてはならない。ただし、適正な焼却炉の使用等により燃焼有害物質の発生の抑制又は除去ができる施設により燃焼させるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定を遵守していないと認める者がある場合は、その者に対し有害燃焼物の燃焼の中止又は燃焼の方法若しくは燃焼施設の改善を勧告することができる。ただし、その者の燃焼する有害燃焼物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)である場合又は同条第4項に規定する産業廃棄物である場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで屋外において有害燃焼物の燃焼行為が行われていることにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

4 何人も、有害燃焼物を含む製品をできる限り使用せず、並びに有害燃焼物となる廃棄物の分別及びリサイクルを徹底してその減量化に努めることにより、燃焼有害物質の発生を抑制しなければならない。

第5節 自動車交通公害の防止に関する措置

(自動車等の整備及び適正な運転)

第50条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車等の必要な整備及び停車時における原動機の停止等の適正な運転をすることにより、排出ガス、騒音及び振動を最小限度にとどめるように努めなければならない。

2 自動車等の販売又は整備を業とする者は、自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動の低減に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

(自動車等の効率的な利用)

第51条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車等の走行量を抑制するように努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車等の使用を抑制するように努めなければならない。

(低公害車等の使用等の促進)

第52条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(排出ガスを発生しない自動車等又はその発生量が相当程度少ない自動車等で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するように努めなければならない。

第6節 生活排水対策に関する措置

(生活排水対策の推進)

第53条 市民は、公共用水域に生活排水を排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように心掛けるとともに、市が実施する生活排水対策に協力しなければならない。

第7節 地球環境保全に関する措置

(地球温暖化等の防止の推進)

第54条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となるいおう酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(資源及びエネルギーの節約)

第55条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、資源及びエネルギーの節約に努めなければならない。

第4章 雑則

(苦情の相談)

第56条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応じるものとする。

2 市長は、県その他の行政機関と協力して、公害に係る苦情の適切な処理に努めるものとする。

(改善等の要請)

第57条 市長は、この条例に定めのあるもののほか、事業者がばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させていることにより、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させる者に対し、その状況等必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させる工場等に立ち入り、帳簿類若しくは当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第60条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第61条 第28条第2項、第34条第1項若しくは第2項、第42条第2項又は第47条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項、第20条第1項、第29条第1項、第38条第1項又は第39条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第31条第2項又は第49条第3項の規定による命令に違反した者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

(2) 第21条第1項、第22条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第24条第1項又は第43条第1項の規定に違反した者

(4) 第58条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第59条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第61条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の佐原市環境保全条例(平成12年佐原市条例第22号)、小見川町公害防止条例(昭和47年小見川町条例第9号)、山田町環境保全条例(平成9年山田町条例第9号)又は栗源町公害防止条例(昭和47年栗源町条例第9号)(以下これらを「合併前の条例」という。)に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。